

大阪産業大学環境デザイン学科におけるセクシュアル・ハラスメントの防止 ならびにセクシュアル・ハラスメント対策委員会に関する内規

制定:平成 10 年4月 22 日

(目的)

第1条 本内規は、さまざまなセクシュアル・ハラスメントの問題について、全ての学科構成員が認識を深め、教育研究の場としての大学にふさわしい、男女が互いに対等な関係で能力を発揮しあいコミュニケーションできる、快適なキャンパスづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この内規において、「セクシュアル・ハラスメント」とは、就学上または就労上の関係を利用してなされる次に掲げる行為を言う。

- (1) 性的要求への服従または拒否を理由に就学上又は就労上の利益又は不利益に影響を与えること。
- (2) 相手方が望まないにもかかわらず、あるいは、就学上又は就労上の利益又は不利益を条件として、性的な誘いかけをなし、または、性的に好意的な態度を要求すること。
- (3) 性的言動、掲示等により不快の念を抱かせる様な環境を醸成すること。

(教職員の義務)

第3条 環境デザイン学科の教職員は、学生及び教員が性的嫌がらせのない環境において勉学および勤労できる権利を保障するため、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメント対策委員会等の活動に積極的に協力する義務を負う。

(セクシュアル・ハラスメント対策委員会の設置)

第4条 環境デザイン学科にセクシュアル・ハラスメント対策委員会(以下「委員会」という)を常設する。

(委員会の任務)

第5条 委員会の任務は次の各号に掲げる事項とする。なお、任務の遂行に伴って、セクシュアル・ハラスメント被害者のプライバシー保護を徹底する。

- (1) セクシュアル・ハラスメント防止に関する活動(相談、救済、対応等)と啓発
- (2) セクシュアル・ハラスメント調査委員会の設置による実状調査と対応
- (3) 委員会任務に関わる事項についての学科教授会への報告。

(組織)

第6条 委員は学科主任が指名する教員若干名及び、学科主任で構成する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員会には委員長を置く。委員長は委員の互選とする。
- 4 委員長は委員会を召集し、その議長となる。
- 5 委員長は、必要がある場合は委員会の承認を得て委員以外の者の出席を求めることができる。

(セクシュアル・ハラスメント相談窓口)

第7条 委員会はセクシュアル・ハラスメントに関する相談のため、セクシュアル・ハラスメント相談窓口を設置する。

- 2 前項のセクシュアル・ハラスメント相談窓口に関し必要な事項は別に定める。

(セクシュアル・ハラスメント調査委員会)

第8条 委員会は、セクシュアル・ハラスメント相談窓口からの報告その他にもとづいて、必要と認めた場合に、セクシュアル・ハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という)を設置し、実状を調査する。

- 2 前項の調査委員会に関し必要な事項は別に定める。

(以上)

環境デザイン学科セクシュアル・ハラスメント相談窓口に関する内規

(目的)

第1条 この内規は大阪産業大学環境デザイン学科セクシュアル・ハラスメント対策委員会に関する内規第6条に基づき、セクシュアル・ハラスメント相談窓口(以下「相談窓口」という)に関する必要事項を定める。

(任務)

第2条 相談窓口における相談員の任務は次に掲げる事項とし、相談者のプライバシーを厳守し対応する。

- (1) セクシュアル・ハラスメントに関する相談、救済と対応
- (2) 相談窓口での相談内容、救済と対応等についての、セクシュアル・ハラスメント対策委員会に対する定期的報告

(相談員)

第3条 相談員は次のとおりとする。

- (1) 女性教員若干名
- (2) 男性教員若干名

第4条 相談員はセクシュアル・ハラスメント対策委員長が指名する。相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(以上)

環境デザイン学科セクシュアル・ハラスメント調査委員会に関する内規

(目的)

第1条 この内規は大阪産業大学環境デザイン学科セクシュアル・ハラスメント対策委員会に関する内規第7条に基づき、セクシュアル・ハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という)に関する必要事項を定める。

(任務)

第2条 調査委員会の任務は次に掲げる事項とする。なお、調査委員会は、任務に関わる情報を不必要に外部に漏洩してはならない。とくに、セクシュアル・ハラスメント被害者のプライバシーについては厳重に保護すること。

- (1)セクシュアル・ハラスメントに関する実状の調査
- (2)調査結果のセクシュアル・ハラスメント対策委員会への報告

(構成)

第3条 委員会は、セクシュアル・ハラスメント対策委員長が指名する委員長1名ならびに委員2名より構成する。

2 委員会は、セクシュアル・ハラスメント対策委員会への報告が終わった時点で解散する。

(以 上)

参考資料

「セクシュアル・ハラスメント」の定義について

***1** 「性的要求への服従又は拒否を理由に就労上又は就学上の利益又は不利益に影響を与えること」とは、個人的な性的要求への服従又は拒否を人事、労働条件の決定、業務指揮、学業成績等に反映させるような行為をいう。

***2** 「相手方が望まないにもかかわらず、あるいは、就労上又は就学上の利益又は不利益を条件として性的誘いかけをなし又は性的に好意的な態度を要求すること」とは、例えば次の行為等をいう。

1. 人事権、業務指揮権の行使又は利益、不利益の与奪等を条件とした性的働きかけをすること。
2. 相手への性的な関心の表現を業務遂行に混交させること。
3. 執拗もしくは強制的に、性的行為に誘ったり、交際の働きかけをすること。
4. 強引な接触、性的行為の実行。
5. 性的魅力をアピールするような服装や振る舞いを要求すること。

*3 「性的言動、掲示等により不快の念を抱かせるような環境を醸成すること」とは、例えば次の行為等をいう。

1. 正常な業務の遂行を性にかかわる話題、行動等で妨害すること。
 - イ 仕事の途中に、相手の性的魅力や自分の抱く性的関心にかかわる話題で妨害する。
2. 身体への一方的な接近又は接触
 - イ 相手の身体を上から下まで長い間、じろじろ眺める。眼で追う。
 - ロ 相手の身体の一部(肩、背中、腰、頬、髪等)に意識的に触れる。
3. 性的な面で不快感をもよおすような話題、行動、状況づくりをすること。
 - イ 相手が返答に窮するような性的又は下品な冗談をいう。
 - ロ 職場の複数者が性的なからかいをする。
 - ハ 職場にポルノ写真を貼る等の扇情的な雰囲気をつくる。あるいは、卑猥な絵や文章等を見ることを強要する。
 - ニ 懇親会、就業後の付き合い等で集団で下品な行動をとる。
 - ホ 継続的に性に関する悪質な冗談やからかい的な行為をなす。
 - ヘ 相手が不快感を表明しているにもかかわらず、その場面からの離脱を妨害する。
4. 異性一般に対する蔑視的な発言や話題
 - イ 異性であるという理由のみによって、性格、能力、行動、傾向等において劣っているとか望ましくないものと決めつけること。
 - ロ 異性の主張や意見を異性としての魅力に結びつける。(権利を主張する女性は、性的魅力に乏しい人だから等)
5. 悪意による、人格の評価を傷つけかねない性的表現、性的風評
 - イ 特定個人の性に関する風評を流布する。
 - ロ 異性の前で、他の異性との性的魅力の比較をする。特にいずれかを悪くいう。